

令和4年5月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和元年（ワ）第900号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年3月8日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求

被告は、原告ら各々に対し、110万円及びこれに対する平成28年6月5日  
日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

15 本件は、平成28年6月5日の「川崎発！日本浄化デモ第三弾！」と銘打つ  
デモ行進（以下「本件デモ」という。）の主催者であった亡■■■■（以下「亡  
■■■■」という。）の死亡により成立した相続財産法人である原告亡■■■■相  
続財産（以下「原告法人」という。）、本件デモに参加した原告■■■■（以  
下「原告■■■■」という。）並びに本件デモに参加しようとした原告■■■■（以  
20 下「原告■■■■」という。）及び原告■■■■（以下「原告■■■■」といい、原告  
■■■■及び原告■■■■と併せて、「原告ら3名」という。）が、被告は、本件デモ  
を中止させる目的で、本件デモに反対する数百人の者（以下「カウンター」と  
いう。）と共謀の上、拡声器で唱和し、亡■■■■及び原告■■■■を含む本件デモの  
参加者（以下「本件デモ隊」という。）を取り囲み、本件デモ隊に罵声を浴び  
25 せたり、暴行したりし、本件デモ隊が進行しようとした川崎市中原区内の綱島  
街道の車道（以下「本件車道」という。）の北行車線（以下「本件北行車線」

という。)上にとどまったり、座り込んだりするなどの妨害行為を行って、本件デモを中止に迫り、もって亡[ ]及び原告ら3名に、表現の自由の侵害等による精神的苦痛を被らせたと主張して、被告に対し、共同不法行為(民法719条1項)に基づく損害賠償として各110万円(慰謝料100万円と弁護士費用10万円の合計)及びこれに対する不法行為の日である平成28年6月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合(平成29年法律第44号による改正前のもの。)による遅延損害金の支払を求める事案である。

被告は、① 被告がカウンターと共謀した事実はない、② 被告自身は、本件車道のセンターライン(以下「本件センターライン」という。)上に佇立していただけで、何ら妨害行為を行っていない、③ 亡[ ]及び原告ら3名は、多くのカウンターの強い反発を受け、自らの意思で本件デモを中止したにすぎないなどと主張するとともに、本件デモの中止以外の結果に関する不法行為については、催告による時効中断効が生じておらず、消滅時効が完成していると主張して、原告らの請求を争っている。

2 前提事実(当事者間に争いが無い、後掲の証拠及び弁論の全趣旨〔顕著な事実を含む。〕により容易に認められる事実)

(1) 当事者等

ア 亡[ ]は、「行動する保守運動」と称する運動体ないし団体(以下「本件運動体」という。)に参画する活動家であり、平成25年頃から、川崎市を拠点に、「五十六パパ」という活動名や「瑞穂尚武会」代表という肩書を用いて、街頭演説やデモ行進などの活動(以下、これらの活動を総称して、「川崎デモ」という。)に従事していた。

本件訴訟は、令和元年11月27日に提起されたところ、亡[ ]は、令和3年3月15日に死亡し、相続人となるべき者全員が、順次、相続放棄の申述をしたので、原告法人が成立し、本件訴訟における亡[ ]の地位を承継したが、相続財産管理人が選任されていないことから、原告法人を代

表する特別代理人が選任された。

(甲76～87、90、91、乙1、6、調査囑託の結果)

イ 原告■■■■は、本件デモに参加した者であり、原告■■■■及び原告■■■■は、いずれも本件デモに参加することを予定していた者である。

ウ 被告は、神奈川県弁護士会に所属する弁護士である。

被告は、当庁平成28年(ヨ)第42号ヘイトデモ禁止仮処分命令申立事件(以下「本件仮処分申立て」という。後記(2)エ参照。)において、債権者である社会福祉法人青丘社(以下「青丘社」という。)の代理人を務めていたほか、東京地方裁判所平成28年(ワ)第28326号損害賠償請求事件(本件デモ隊の1名が、カウンターの1名に対し、本件北行車線に座り込んで本件デモを中止に追い込んだと主張して、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案であり、同裁判所において請求棄却判決が言い渡されている。)において、被告とされた者の訴訟代理人を務めていた。

(乙1、2)

(2) 亡■■■■による川崎デモの実施等

ア 亡■■■■は、平成25年5月12日から平成28年1月31日にかけて川崎市内において、合計12回のデモに主催者又は主要メンバーとして参加していた。

本件運動体の活動予定等を紹介するウェブサイト(以下「本件ウェブサイト」という。)に掲載された記事は、これらのデモを「反日極左と不逞外国人から川崎を護るデモ」などと称するとともに、「反日国の外国人犯罪者が増加。犯罪外国人から川崎を取り戻す為に立ち上がり、外国人に特権を与えようとする政治家や弁護士がいる事を川崎からニッポン中に、お伝えしましょう」、「川崎が反日南北朝鮮からの密航者の不逞外国人『在日』に汚染されるのは許せない!」などの文言を用いて、当該デモへの参加を呼びかけていた。

(乙1、6～14)

イ そのような中、亡■は、平成27年11月8日に「川崎発！日本浄化デモ」と銘打たれたデモを主催し、「嘘と捏造で、日本に居座り、日本人にユスリ、タカリを繰り返すザイニチを許さないぞ～！」、「犯罪を犯し、反日行為を繰り返すザイニチの特別永住権など剥奪してやるぞ～！」、「青丘社(せいきゅうしゃ)なる反日朝鮮カルトと、川崎市の癒着をぶっ潰せ～！」などのシュプレヒコールを行った。

また、その続編として、平成28年1月31日に「川崎発！日本浄化デモ第二弾！」と称するデモを主催し、「川崎の桜本が日本である事が理解不能な、頭の悪い反日勢力は日本から出て行け～！」、「こども文化センターをふれあい館などと勝手に呼称する青丘社を日本から叩き出せ～！」などのシュプレヒコールを行ったほか、「朝鮮人出て行け。朝鮮人は出て行け、ゴキブリだ！ゴキブリ朝鮮人は出て行け。」などと演説した。

(甲6、7、乙17の1・2)

ウ このような川崎デモに対抗するため、61の団体によって、平成28年1月23日、「ヘイトスピーチを許さない」かわさき市民ネットワークが結成された。

川崎市は、同年3月14日、国に対し、ヘイトスピーチについて、これを規制する法整備をするなどの対策を講ずるよう要望した。

その後、川崎市川崎区桜本地区(以下「桜本地区」という。)に住む在日コリアンの住民による衆議院法務委員会での意見陳述、参議院法務委員会の国会議員らによる桜本地区の視察などを経て、同年5月24日、衆議院本会議にて「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)が成立した。

(乙16、21、24の1～5、25)

エ 青丘社は、保育所、児童館、高齢者・障がい者交流施設、通所介護施設等の施設を運営する社会福祉法人であり、桜本地区において、民族を理由に入所を断られた児童を受け入れる保育所を設立するなどの社会福祉事業を行っている。

5 青丘社が、平成28年5月27日付けで、亡■を債務者とする本件仮処分申立てをしたところ、当庁は、同年6月2日、亡■に対し、青丘社の主たる事務所（桜本地区所在）の入口から半径500m以内をデモしたり徘徊したりし、その際に街宣車やスピーカーを使用したりあるいは大声を張り上げたりして「ゴキブリ朝鮮人は出て行け」等の文言を用いて、  
10 在日韓国・朝鮮人及びその子孫らに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は名誉を毀損し、若しくは著しく侮辱するなど、青丘社の事業を妨害する一切の行為を自らしてはならず、第三者をして同行為を行わせてはならない旨を命ずる決定（以下「本件仮処分決定」という。）をした。  
15 た。

(甲58～61、乙1)

### (3) 本件デモの中止等

ア 亡■が、平成28年6月1日、次の(ア)ないし(イ)の集団示威運動及び道路使用につき許可申請を行ったところ、同月3日、神奈川県公安委員会は、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例3条の規定に基づき、  
20 中原警察署長は、道路交通法77条3項の規定に基づき、それぞれ交通秩序維持を図るため等の条件を付してこれを許可した（甲5）。

(ア) デモ名称「川崎発 日本浄化デモ 第三弾」

(イ) 開催日時

平成28年6月5日 11時30分～12時30分

(集合時間は11時00分)

(ウ) 場所又は区間

デモコースは、別紙「平成28年6月5日 川崎発 日本浄化デモ第三弾 デモコース」のとおり、「東住吉小学校前～中原消防署前～武蔵小杉駅東口ロータリー前」である。

待機場所（集合場所）は、川崎市中原平和公園（以下「中原平和公園」という。）であり、東横線・JR武蔵小杉駅東口ロータリー前にて、流れ解散を予定。

(エ) 方法又は形態

歩行行進、車2台、拡声器、のぼり旗、プラカード

(オ) 参加人数、参加車両

10～50名程度、街宣車両2台

イ 本件デモについては、平成28年5月15日頃、「川崎発！日本浄化デモ第三弾！」と銘打って、同年6月5日に開催する予定である旨が本件ウェブサイトに掲載され、告知された（甲8、乙27）。

ウ これを受け、「ヘイトスピーチを許さない」かわさき市民ネットワークは、そのホームページ上に、「6月5日（日）10時～／武蔵小杉『中原平和公園』でのヘイトデモに対する抗議・監視活動へのご協力をお願い」との記事を掲載し、平成28年6月5日午前10時に中原平和公園に集合し、市民一般にヘイトデモが違法であることを訴え、歩道を並行して抗議行動を行い、ヘイトスピーチがあれば直ちに警察に申し立てて即刻ヘイトデモを中止させる取り組みを行うため、抗議活動への参加・協力をお願いしたい旨の呼びかけを行った（甲12の1・2）。

エ 亡■■■■及び原告■■■■を含む約30名の集団からなる本件デモ隊は、平成28年6月5日午前11時頃、中原平和公園の向かいにある木月交番前辺りから、本件デモの出発地点（以下、単に「出発地点」という。）である東住吉小学校前を目指して、本件北行車線の北上を開始した。

ところが、本件北行車線上には、大勢のカウンターが集まっており、本件デモ隊とそれを警備する警察官の列を取り囲み、本件北行車線上に座り込む「シットイン」と呼ばれる行為を行うなどした。

そのため、本件デモ隊は、本件北行車線を北向きに10メートルほど前進しただけで、出発地点にさえ移動することができなかった。

亡■は、警察官の説得もあって、本件デモの中止を決めるに至った。

(甲1、2、11、14、15、乙32の1、34、45～48)

### 3 争点及びこれに関する当事者の主張

- (1) 共同不法行為の成否 (争点(1))
- (2) 損害の発生及びその額 (争点(2))
- (3) 消滅時効の成否 (争点(3))

### 4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1) (共同不法行為の成否) について

(原告らの主張)

以下のとおり、被告には共同不法行為が成立する。

ア 平成28年6月5日の午前10時30分頃から午前11時40分頃にかけて、数百人のカウンターは、本件デモの集合場所、行進予定進路及びそれらの付近において、本件デモ隊に対し、音声妨害(大声を上げたり、拡声器を用いて声を上げたりして、本件デモ隊の音声を聞こえなくさせる行為)、中止要求(「ヘイトデモ中止!」、「帰れ!」などと発声したり、その旨のプラカードを掲げたりする行為)、侮辱脅迫(「ゴミ!」、「クズ!」などの罵声を浴びせる行為)、暴行(本件デモ隊の身体に向け、有形力を行使する行為)、進路妨害(本件デモの行進予定進路である本件北行車線上にとどまったり、座り込んだり〔シットイン〕する行為)を行った。このように、本件デモの正常な実施を妨害し中止させる目的で、多人数のカウンターが本件デモの現場に集結して本件デモ中止に至るまで

集团的妨害を継続した行為は、一つの共同不法行為（以下「本件共同不法行為」という。）といえる。

そして、被告は、同日午前11時14分頃以降、歩道から本件車道に出てその南行車線（以下「本件南行車線」という。）を横断し、本件北行車線上でシットインしているカウンターの傍らに、連続して（又は少なくとも断続的に）立ち続けて他のカウンターとともに本件北行車線を占拠し、もって本件共同不法行為に加わって本件デモの実施を妨害したのであり、本件デモの中止に向けた不法行為を行った。

被告は、桜本地区に関して本件仮処分決定を得たが、代わりに川崎市中原区での本件デモの許可が下りてしまい、法律的に差し止めることができなくなったため、「民衆の正義は法の正義を乗り越える」（甲27）という身勝手な信念の下、違法な手段によってでも「デモを阻止する」（甲26）ことが絶対の正義であると考え、本件デモを妨害する集団である本件車道上の多人数のカウンターに自ら入り込み、カウンターがヘイトデモを初めて止めて勝利すること（甲44の1）を目的として佇立し続けたのである。

イ 亡■■■■及び原告ら3名は、カウンターからの攻撃的言動や罵詈雑言によって威迫、圧迫、恐怖感を感じさせられた（以下「結果①」という。）。

原告■■■■及び原告■■■■は、平成28年6月5日午前11時頃、中原平和公園前の「労災病院前」交差点南西角まで来たが、同交差点北西角（木月交番前）において本件デモ隊を警察官が取り囲み、その周囲で多人数のカウンターが罵声を浴びせる等の本件共同不法行為に及ぶ光景を目の当たりにして、本件デモが到底正常に行われ得ないこと、仮に行われたとしてもカウンターによる心身への攻撃にさらされることを予見し畏怖して、本件デモ参加を断念した（以下「結果②」という。）。

亡■■■■及び原告■■■■は、本件デモを実施すべく木月交番前から出発地



点である東住吉小学校前に向かって本件北行車線を進もうとしたが、カウンターが同車線上で妨害したので本件南行車線に移動した。しかし、そこでも多数のカウンターが妨害を行い、警察がカウンターを排除しないため、結局、デモ開始時間を過ぎても本件デモを予定どおり実施することができなかった（以下「結果③」という。）。

本件デモは、本件共同不法行為によって正常に実施できず中止せざるを得なかったものであり（以下「結果④」という。）、被告の行為と結果①ないし④との間には因果関係がある。

ウ 本件共同不法行為者は全員、本件デモの正常な実施を阻止するという目的（主観）が共通しており、主観的関連共同性が認められるほか、当日現地で本件デモの正常な実施を阻止することに向けた客観的的行為を行っているから客観的関連共同性も認められる。

（被告の主張）

ア 被告が本件車道上に佇立したことは事実であるものの、本件デモをめぐる騒動を離れて見ていただけであり、シットインに加わってはいないし、抗議の唱和もしておらず、シットインにより抗議しているカウンターとは会話すらしていないのであって、本件デモを妨害した事実は一切ない。

また、被告が立っていた場所は、本件センターライン上であり、本件デモの進行が予定されていた場所ですらなく、シットインも本件デモ隊が移動を開始した時点では、車両を通すために既に終了していた。

したがって、そもそも、被告については、不法行為となる行為がない。  
イ 被告は、インターネット記事（甲12）を見て現地に赴いたわけではなく、本件仮処分申立ての債権者代理人であったことから、場所を変えて行われることになった本件デモの顛末を見守るべく、事前に誰とも打ち合わせをすることなく現地に赴いて、情報収集をしていたにすぎない。

また、本件共同不法行為における主観的関連共同は、違法行為をすることの目的で共謀が成立しなければならないところ、上述したように被告は本件デモの顛末を見守るべく現地に赴いて情報収集していたにすぎないから、違法行為をすることの共謀は成立していない。

さらに、被告の行為自体は不法行為に該当しないが、仮に該当するとしても、本件デモ隊を囲んで本件共同不法行為を行っているカウンターとの間に客観的関連共同性が認められない。

ウ そもそも現地に集まったカウンターが「ヘイトデモ中止！」と唱和することは、公共性の極めて高い意見表明であって、憲法21条1項、ヘイトスピーチ解消法に照らせば、違法と評価されるものではない。また、「ゴミ」、「クズ」等の攻撃的言動・罵詈雑言は、誰が誰に対して発言したのか特定されていないし、仮に、特定できたとしても、それだけで不法行為が成立するわけではなく、真実性の抗弁や公正な論評の法理、あるいは応酬的言論の法理によって違法性が阻却されるものである。

エ したがって、被告に共同不法行為は成立しない。

## (2) 争点(2) (損害の発生及びその額) について

(原告らの主張)

亡■■■■及び原告ら3名は、結果①ないし④について、精神的苦痛を被った。慰謝料としては各100万円、弁護士費用としては各10万円が相当である。

(被告の主張)

否認し又は争う。

## (3) 消滅時効の成否 (争点(3))

(被告の主張)

本件デモの中止以外の請求原因 (亡■■■■及び原告ら3名が罵声を浴びせられ恐怖を感じたこと、原告■■■■及び原告■■■■が集合場所に参集できなか

ったこと、本件デモが仮に敢行されていたとしても、開始時間が予定より遅れたなどというものは、令和元年5月29付け催告書(甲25)にも、本件訴状にも記載がなく、本件訴訟の提起後に追加されたものであるところ、これらの請求原因に基づく損害賠償請求については、上記催告書による催告に時効中断効がないから、いずれも消滅時効が完成している。

被告は、令和2年11月10日の本件第2回口頭弁論期日において、上記時効を援用した。

(原告らの主張)

原告らは、不法行為を構成する諸要素を全て主張し、それらにより精神的苦痛を被ったことも主張しているのであって、本件デモの中止以外の請求原因を云々する被告の主張は失当であり、消滅時効は成立しない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実(特に断らない限り、平成28年6月5日の出来事である。)が認められる。

- (1) 亡■■■■及び原告■■■■を含む約30名の集団である本件デモ隊は、午前11時頃、「超汚染塵」、「超銭神」、「基地外朝鮮人」、「暴れるな!朝鮮人」などの文言が記載されたプラカードを掲げながら、中原平和公園向かいにある木月交番前辺りから出発地点である東住吉小学校前を目指して、本件北行車線の北上を開始した(甲1、乙34、45、46)。
- (2) ところが、本件北行車線上には、本件デモに反対するカウンターが300人ないし500人集まり、「ヘイトスピーチ、許さない」、「失せろ!レイシスト」、「ヘイトやめて帰れ!差別主義者!」などと記載されたプラカードを掲げ、あるいは、「ヘイトデモ中止!ヘイトデモ中止!」、「帰れ!帰れ!」、「恥さらし!恥さらし!」と大勢で唱和したりした。カウンターの中には、本件デモ隊に対して、「クズ!」、「ゴミ野郎!」、「お前はただ

の違法な存在だ」、「ドアホ！死ね！」などと言う者がいたほか、亡■に対して、頭や肩を押すなどの有形力を行使した者もいた。

また、警察官が繰り返し「歩道に上がってください」とアナウンスしても、カウンターは、本件デモ隊を囲み続け、本件北行車線の進行方向上に座り込むシットインを行うなどして、本件デモ隊の行く手を阻んだ。

(甲1、2、9～11、14、15、乙32の1、45～48)

(3) そのような中、被告は、午前11時15分頃、中原平和公園側の歩道から、本件南行車線を横断して、本件センターライン辺りまで行き、午前11時36分頃までの間、カウンターがシットインしている本件北行車線の傍らに立ち続け、また、本件センターライン上辺りを歩いて、カウンターの様子を見たり、同街道の車道上にいる者と話をしたりし、在日コリアンの■が亡■に「私たち出会い直しませんか。」などと記載した手紙を渡した際に拍手をしたりしていた(甲1、32の2、33、乙45)。

(4) 本件デモ隊とそれを警備する警察官は、大勢のカウンターに取り囲まれて身動きができず、本件北行車線を本月交番前辺りから10メートルほど北に前進しただけで、出発地点にすら到達することができない状態であった。

そのため、警察官は、午前11時30分頃、亡■に対し、「これはもう難しい、はっきり言って」、「それで、デモやんないの?」、「デモしない? だったら、下げちゃうよ。ここに場所とるから。」、「主義主張はさせるから。」などと言って、本件デモの中止を促した。

これに対し、亡■は、「デモのコール読んで、デモに替えよう。」、「勝手にさあ、宣伝カー帰されちゃったから、どうしようもないんだ。それとも人間だけでやるかい。」などと、本件デモ隊の構成員に相談したところ、「じゃあ武蔵小杉の駅まで行きましょう。やりましょう。」といった発言があったため、「じゃあ行こうか。」と述べて、予定どおり本件デモを決行するこ

5 とにした。そして、警察官から「車ないけどいい？歩いて行くの？」と聞かれると、亡■は、「今までのやり方ほうざりだ。警察の言うことは聞かない。デモを決行する。」と言って、行進による本件デモを決行する意思を伝えた。そのため、警察官も「じゃあ行こうか、時間になったから。」と言って進行を誘導し、本件デモ隊は、カウンターの囲障を出るべく、本件南行車線へと移動を開始した。

10 ところが、カウンターは、本件南行車線に移動した本件デモ隊に対して、「失せろ！レイシスト」、「差別主義者は恥を知れ」などと記載したプラカードを掲げながら、「帰れ！帰れ！」、「ヘイトデモ中止！ヘイトデモ中止！」と唱和を続け、本件デモ隊の下へと押し寄せたため、その場は、人がいつ倒れこんでもおかしくないような押し合い圧し合いの危険な状態となった。

15 これにより、本件デモ隊は途中から前へ進むことができなくなった。亡■は、本件デモ隊が出発地点にさえ移動できないこと、街宣車を使用することが不可能な状態となっていたことなどから、本件デモの実施は不可能と判断し、本件デモを中止することを決めた。

(甲1、2)

20 (5) 本件デモ隊が本件南行車線へと移動していた頃、被告は、カウンターが本件デモ隊を取り囲むことにより形成された人垣の外側の少し離れたところを歩いて移動し、その後、人垣の外側において、本件センターライン上ないし本件南行車線内に立って状況を見守っていた(甲1、2、乙45、46、60)。

25 (6) 亡■が本件デモの中止を決めると、カウンターは拍手をし、警察官からも「中止の意思表示がありました」とのアナウンスがされた。本件デモ隊は、警備の警察官に囲まれながら方向転換をして木月交番前に戻り、そこから右折をして歩道上を元住吉駅に向かって歩いた。その途上で、亡■は、本件デモのために準備していた口上文を拡声器を使って読み上げ始め、本件

デモ隊も「憲法違反のシバキ隊を許さないぞ」と声を上げたが、警察官に制止され、結局、亡■は全文を読み上げることはできなかった。

また、原告■及び原告■は、本件デモに参加するため、最寄駅で電車を降りて中原平和公園に向かったが、カウンターが「帰れ!」、「ヘイトデモ中止!」などと言って殺気立っている雰囲気、身の危険を感じたため、同公園に参集することを断念した。

(甲2、3、24、29、73～75)

## 2 争点(1) (共同不法行為の成否) について

(1) 前記前提事実及び上記認定事実によれば、カウンターの中には、亡■及び原告■を含む本件デモ隊に対して、侮辱的発言をしたり、有形力の行使に及んだ者がいることが認められ、また、本件デモの中止を求めて、カウンターの一部の者が本件デモ隊を取り囲んだり、本件車道上に座り込こむなどして、本件デモ隊の行く手を阻み、本件デモの妨害行為に及んだことが認められる。

本件デモについて、亡■が神奈川県公安委員会や中原警察署長の許可を得ていたことに照らせば、カウンターの一部の者による上記侮辱的発言、有形力の行使及び妨害行為については、本件デモに対する違法な妨害として、本件デモ隊の一員であり、かつ、本件デモの主催者である亡■に対する不法行為ないし共同不法行為が成立し得るものといえるし、本件デモ隊の一員であった原告■並びに本件デモ隊に加わろうとしていた原告■及び原告■に対する不法行為ないし共同不法行為が成立する余地もある。

(2) しかしながら、被告が、上記(1)の侮辱的発言、有形力の行使及び妨害行為について、実行者であるカウンターの一部の者と共謀していたと認めるに足りる的確な証拠はない。

そして、前記認定事実のとおり、被告の行為は、本件北行車線にシットイ

ンしているカウンターの傍ら、すなわち本件センターライン上辺りに立ち  
続け、あるいは歩きながらカウンターの様子を見たり、車道上にいる他の人  
と話をしたり、          が亡          に手紙を渡した際に拍手をしたりしたと  
いうものにすぎず、被告自身が本件デモの進路妨害をしたとか、侮辱的発  
言、有形力の行使及び妨害行為に加担したということとはできない。

また、本件デモ隊が本件南行車線へ移動した際、被告は、本件デモ隊を取  
り囲む人垣（カウンター）の外側の少し離れたところを歩いて移動し、その  
後、本件センターライン上ないし本件南行車線内に立って状況を見守って  
いたのであるから、この時点においても、被告自身が本件デモの進路妨害を  
したとか、侮辱的発言、有形力の行使及び妨害行為に加担したということとは  
できない。

(3) 以上によれば、原告らの主張に係る共同不法行為の成立を認めることは  
困難であり、被告の行為により結果①ないし④が発生したとの原告らの主  
張も、その前提を欠くものというべきである。

なお、原告らは、本件デモが中止された後、被告がツイッターで「民衆の  
正義は法の正義を乗り越える」などカウンターの行為を違法と認識しなが  
ら正当化するような投稿をしていたこと（甲26、27、44の1）を理由  
に、本件デモを妨害する目的で車道上に佇立し続けた旨主張するが、上記判  
示したとおり、当時の状況や被告の位置、態様等に照らせば、上記投稿があ  
るからといって、被告の佇立行為が本件デモに対する違法な妨害行為であ  
ると評価することはできず、原告らの上記主張は採用できない。

原告らは、共同不法行為の成立を認めるべきであるとして、その他にもる  
主張するが、いずれも理由がない。

### 3 結論

よって、その余の争点について検討するまでもなく、原告らの請求はいずれ  
も理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官

嶋末和香 

5

裁判官

甲良充一郎 

10

裁判官

村井みわ子 

11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100

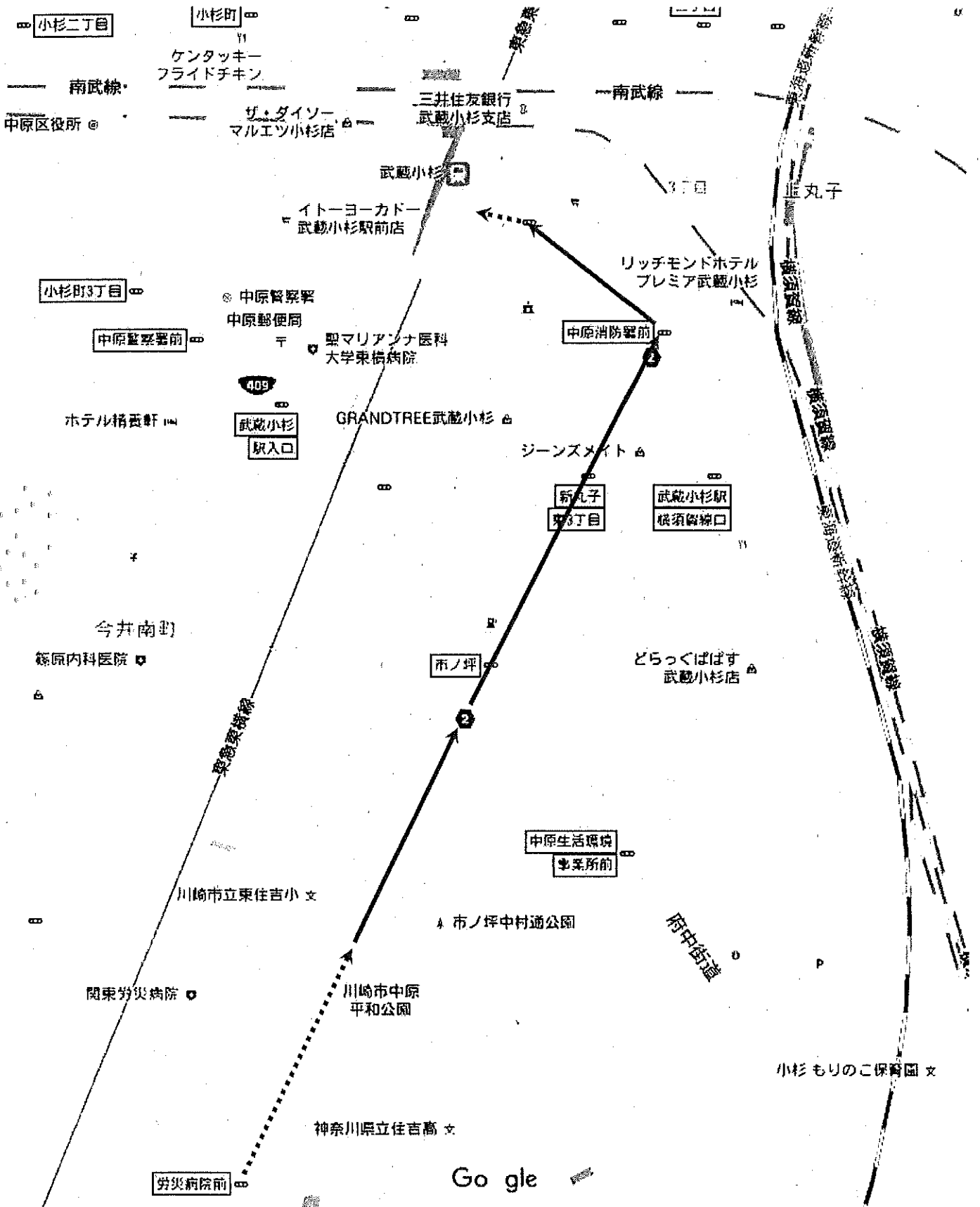


(別紙)

# 平成28年6月5日 川崎発 日本浄化デモ第三弾 デモコース

デモ行進

移動、解散方向



これは正本である。

令和4年5月31日

横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判所書記官 部屋 公 俊

